

2021年1月号(Vol.5)

## 電動車 100%に向けた取組みと電動車に関連する 道路運送車両の保安基準

### I. はじめに

### II. 日本及び諸外国の電動化の現状

### III. 自動運転・MaaS への広がり

### IV. 電動車に関連する保安基準

### V. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

[koji.toshima@mhm-global.com](mailto:koji.toshima@mhm-global.com)

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

[norihito.sato@mhm-global.com](mailto:norihito.sato@mhm-global.com)

弁護士 塩崎 耕平

TEL. 03 5293 4860

[kohei.shiozaki@mhm-global.com](mailto:kohei.shiozaki@mhm-global.com)

### I. はじめに

2020年10月26日、第203回国会における所信表明演説で、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました<sup>1</sup>。これを受けて経済産業省が中心となり、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」<sup>2</sup>を策定し、2020年12月の成長戦略会議で報告しました。この中では、遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車<sup>3</sup>100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる、といった目標が掲げられました。

さらに、菅内閣総理大臣は、2021年1月18日、第204回国会における施政方針演説で、「2035年までに、新車販売で電動車100%を実現いたします」と述べ<sup>4</sup>、新車販売で電動車100%という目標につき、「2035年」という具体的な年限を示しました。

電動化は、自動車産業が目下取り組んでいるテーマである「CASE (Connected, Autonomous, Shared/Service, Electric)」のうちの1つ(“E”(電動化))であり、また、自動運転及びMaaS(モビリティのサービス化: Mobility as a Service)の提供・普及と併せて実現していくことで、より環境負荷の低減を図ることができる<sup>5</sup>ことから、本号では、日本及び諸外国の電動化の現状や電気自動車に関連する保安基準について取り上げます。

<sup>1</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html)

<sup>2</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012-2.pdf>

<sup>3</sup> 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車をいいます。

<sup>4</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2021/0118shoshinhyomei.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0118shoshinhyomei.html)

<sup>5</sup> 注2の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、「MaaSの提供や自動車の電動化を推進するとともに、自動化に対応した持続可能な移動サービスを、道路、都市インフラと連携し社会実装していくことなどにより、地方部における公共交通機関の確保・維持や、利用促進を図ることが重要」とされています。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

## II. 日本及び諸外国の電動化の現状

## 1. 日本の電動化の現状

日本で目指されている電動車 100%における「電動車」は、電気自動車のみならず、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を含んでいます。日本では、ハイブリッド自動車が普及しており、2019 年に国内で販売されたハイブリッド自動車は、乗用車全体の 34%を占めています<sup>6</sup>。ハイブリッド自動車も含む場合の日本の新車販売に占める電動化率は、世界の主要国において上位に位置しています<sup>7</sup>。

電動車 100%というと全ての自動車が電気自動車になることを指すかのように誤解されることもあります。ハイブリッド自動車等も含めて議論されているのか等、どの範囲の自動車まで含めた議論なのかには注意する必要があります。

## 2. 諸外国の電動化に向けた取組みの現状

欧州の一部の国やカリフォルニア州ではガソリン車の販売の禁止が相次いで打ち出される等、自動車の電動化は加速しています。

具体的には、イギリスでは、2030 年までにガソリン車及びディーゼル車の新車販売を禁止し、2035 年以降は zero-emission 車以外の新車販売が禁止されます<sup>8</sup>。2030 年から 2035 年の間については、今後詳細は決定されますが、zero-emission 車に加え、プラグインハイブリッド自動車や full hybrid 車等であれば販売可能とされるようです。

また、カリフォルニア州では、2035 年までにガソリン車の新車販売を禁止し、州内で販売する全ての新車を zero-emission 車とすることを義務づける知事令が発出されています<sup>9</sup>。

実際に、欧州は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を戦略的に進めており、急速に普及が拡大しています。経済産業省のデータによれば、2020 年第 4 半期の電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の販売台数は、EU 全体で約 27 万台で、2019 年同期比で 3 倍以上（欧州自動車工業会速報ベース）となっているのに対し、日本では、2019 年同期比で約 5 割の約 6 千台（日本自動車販売協会連合会公表データから経済産業省集計）となっています<sup>10</sup>。

<sup>6</sup> 「自動車を取り巻く現状と電動化の推進について」（経済産業省製造産業局自動車課）  
(<https://www.esisyab.iis.u-tokyo.ac.jp/symposium/20200804/20200804-01.pdf>)。

<sup>7</sup> 「各国電動化動向と長期的な見立て」（2020 年 9 月 30 日付 Arthur D Little）([http://www.cev-pc.or.jp/xev\\_kyougikai/xev\\_pdf/xev\\_kyougikai\\_wg03-1\\_file2.pdf](http://www.cev-pc.or.jp/xev_kyougikai/xev_pdf/xev_kyougikai_wg03-1_file2.pdf))。

<sup>8</sup> <https://www.gov.uk/government/news/government-takes-historic-step-towards-net-zero-with-end-of-sale-of-new-petrol-and-diesel-cars-by-2030>

<sup>9</sup> <https://www.gov.ca.gov/2020/09/23/governor-newsom-announces-california-will-phase-out-gasoline-powered-cars-dramatically-reduce-demand-for-fossil-fuel-in-californias-fight-against-climate-change/>

<sup>10</sup> 注 2 「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」より

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

また、中国でも、中国自動車エンジニアリング学会が、工業情報化部の指導の下、2020年10月に、「省エネルギー・新エネルギー車技術ロードマップ2.0」を発表し、2035年に向けた6大目標として、段階的に新エネルギー車を主力製品とし、自動車産業において基本的に電動化を達成すること等を掲げ、具体的な目標として、2035年において、自動車販売台数に占める新エネルギー車（プラグインハイブリッド自動車と電気自動車（BEV）をいいます。）の割合を50%以上にすること、新エネルギー車の販売台数のうち電気自動車（BEV）の割合を95%以上にすること等を示しています<sup>11</sup>。

### Ⅲ. 自動運転・MaaSへの広がり

各国で、電動車と自動運転やMaaSを活用した持続的な都市交通の実証・実装が進展しています。

例えば欧州では、環境負荷の低減と都市交通の最適化を図る「持続可能でスマートなモビリティ戦略」を策定し、2030年までに少なくとも3,000万台のzero-emission車を導入すること、2050年までには大型車両を含むほぼ全ての自動車のzero-emission車化を目指し、また、2030年までに自動運転車を大規模に導入するとともにシームレスなマルチモーダルサービス（MaaS）がより活用されていること、2030年までに高速鉄道の輸送量を2倍、2050年までには3倍にすること（いずれも2015年比）等により、輸送部門での温室効果排出ガスを90%削減することを目標にしています<sup>12</sup>。

また、「SHOW」プロジェクトという欧州13カ国を含む69組織が合同で実施する大規模実証プロジェクトでは、2024年までに域内12都市に、70台以上の自動走行電気自動車が、専用レーンや5G網とともに実装・配備される予定です<sup>13</sup>。

### Ⅳ. 電動車に関連する保安基準

電動車に関連する保安基準としては、搭載される原動機用蓄電池となる充電式エネルギー貯蔵システム（REESS）の安全要件が、保安基準17条の2第5項、細目告示21条（電気装置）等で定められており、耐振動性、耐熱性、耐衝撃性、外部短絡保護、過充電保護、過放電保護、過昇温保護等の要件（バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第100号））が定められています。

また、自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準が、保安基準17条の2第6項、細目告示21条等で定められています。

他に、歩行者等に車両の接近等を知らせるための車両接近通報装置（保安基準43条の7）を備えることや、ガソリン車と同様に、エンジン、ブレーキ、デフロスタ（窓ガラスの曇り取り装置）、重量等の保安基準を満たすことが必要となります。

<sup>11</sup> <http://en.sae-china.org/a3967.html>

<sup>12</sup> <https://ec.europa.eu/transport/sites/transport/files/legislation/com20200789.pdf>

<sup>13</sup> <https://show-project.eu/>

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

## V. おわりに

電動化の普及に向けては、充電・水素ステーション等のインフラ整備、蓄電池性能の向上、サプライヤーの競争力強化、軽自動車・商用車等における電動化、Well-to-Wheelでのゼロ・エミッションの実現等、様々な課題があり、国による支援等も含めた各種の対応策も必要となります。

一方で、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」全体を通して、カーボンニュートラル社会をリードすることで ESG 投資を促進するといった観点からも議論されており、今後、日本において、どのように電動化が推進されていくのか、引き続き注目が重要です。

## セミナー

- セミナー 『[自動運転・MaaS ビジネスの法務](#)』出版記念セミナー（基礎編）  
視聴期間 2020年12月18日（金）～2021年9月30日（木）  
講師 戸嶋 浩二、林 浩美、岡田 淳、佐藤 典仁、秋田 顕精、真下 敬太  
主催 森・濱田松本法律事務所  
※セミナーの詳細及び動画視聴をご希望の方は、[こちらの](#)ページへお進みください

## NEWS

- パートナー及びカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の10名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

## 【パートナー】

岸 寛樹、佐藤 典仁、片桐 大、木山 二郎、西尾 賢司、石橋 誠之、今仲 翔、  
小林 雄介、白川 佳、松田 悠希

また、同日付で7名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

## 【カウンセル】

倉持 喜史、天野 園子、増田 雅史、宮岡 邦生、繁多 行成、細川 怜嗣、田  
中 亜樹

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

- 新人弁護士（35名）が入所しました
- 新型コロナウイルス感染症への対応について（2021年1月14日更新）  
世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

### ■在宅勤務について

11都府県における緊急事態宣言の再発出を受けて、当事務所の国内オフィス（高松オフィスを除く）では緊急事態宣言に沿う形で在宅勤務の比率を上げ、出勤者を減らす等の対応をとることとしております。当事務所のその他のオフィスでも出勤者を減らす等の対応をとっております。

国内外全ての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承ください、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

### ■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトはその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

### ■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施とすることとしております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: [mhm\\_seminar@mhm-global.com](mailto:mhm_seminar@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)